平成18年(行ウ)第467号、平成19年(行ウ)第224号、平成20年(行ウ)第108号 下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原田 学 ほか

被 告 東京都、国

参加人 世田谷区

被告国及び被告東京都に対する 新しい事態における求釈明

平成24年6月19日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 斉藤 驍 ほか

- 1(1) 昭和39年東京都市計画高速鉄道第9号線都市計画決定において、鉄道施設 の区域は定められていたか。
 - (2) 定められていたとすれば、どのように定められていたのか。当時の都市計画 関係資料を示して明らかにされたい。
- 2 小田急線線増連続立体交差事業(都市高速鉄道第9号線、以下「連立事業」という)は、代々木上原より和泉多摩川までなされてきたところ、本件下北沢区間が未完成のため事業は完了していない。この事業がたんなる鉄道建設事業ではなく、道路建設事業を中核とした市街地再開発事業であることからすれば、これは極めて明白なことである。

我々はこのことを前提として、上記連立事業に係る都市計画決定及び同事業認

可の関係書類(都市計画法令が求めている告示、図書、図面等)を精査することが、本件の請求の適否を判断する上で不可欠であると考えて、従前より必要なものの提出をそれぞれに求めてきた。にもかかわらず、被告ら両名は、事業が終了したため保存されていないと述べて、提出を拒んでいる。しかし、本件においては補助54号線、区画街路10号線、駅前再開発をみれば端的に分かるとおり、連立事業は完了していない。従って、関係書類は保存されているはずである。

今回、被告国より、本件下北沢区間における連立事業の認可申請書添付の設計概要図等につき、従前提出されていたもの(乙第26乃至27号証)が本物ではなく、今般「本物」を提出する旨の意思表示があった(平成24年6月19日付上申書)。下北沢地区に関する同書類は平成16年のものであり、本件連立事業の出発点が約50年前の上記昭和39年決定であるとする国の主張からすれば、直近のものである。これが間違いであったということになれば、それ以前の決定関連文書にも誤りがあると考えざるを得ない。特に、「事業完了したから保存していない」とされてきた文書は、前述の理由からだけではなく、この恣意的な文書管理とおぼしきことからも、なお現存している可能性が極めて高い。

その一点を指摘する。本件連立事業の起点である代々木上原地区の都市計画事業認可申請書には、法が要求する事業地の「表示図」と、設計の概要を示す「横断図、縦断図等」が添付されていたはずである。被告国は「保有していない」といい、被告東京都は都市計画関係縦覧書類であるから関係部局(建設局)にあるはずだとのことなので、原告が開示請求をしたところ、前者は出てきたが、後者は出てこないという始末であった。これでは、いかなる構造のものを認可の対象としたのか全く分からない。あるいは、このような図書はそもそも申請書に添付されていなかった疑いすらある。

本件連立事業の都市計画決定の推移については、平成13年10月3日藤山雅 行裁判長により言い渡された経堂地区の都市計画事業認可取消訴訟第1審判決に おいて既に重大な疑義が提起されている。関連資料を充分に精査され、上記文書 はもとより、存在する関連資料は全て出されたい。

以 上